

#### 4 適性評価

(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取

行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表 2-6》適性評価の実施状況（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）

項 目	件 数 等
○実施機関数	26 機関
○実施件数	22,987 件
行政機関の職員等	22,667 件
適合事業者の従業者	320 件
○評価対象者が同意しなかった件数	3 件
行政機関の職員等	3 件 (内閣府 1 件・防衛省 2 件)
適合事業者の従業者	0 件
○同意を取り下げた件数	0 件
行政機関の職員等	0 件
適合事業者の従業者	0 件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	2 件
行政機関の職員等	2 件
適合事業者の従業者	0 件
○苦情件数	0 件

(国会報告（令和 2 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-7》 指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況  
及び適性評価実施件数 対比表（令和元年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数 <sup>※1</sup>	令和元年中の適性評価実施件数 <sup>※2</sup> (うち行政機関の職員等)	
国家安全保障会議	○	0	0	(0)
内閣官房	○	117,702	422	(304)
内閣法制局	—	3	1	(1)
内閣府	○	3	60	(60)
国家公安委員会	○	0	0	(0)
警察庁	○	34,497	844	(844)
警察庁		34,395	187	(187)
都道府県警察	—	64	657	(657)
(行政文書を重複して保有)		38	—	—
金融庁	○	0	5	(5)
消費者庁	—	0	16	(16)
総務省	○	47	25	(25)
消防庁	○	0	16	(16)
法務省	○	3	12	(12)
出入国在留管理庁	○	3	19	(19)
公安審査委員会 <sup>※3</sup>	—	—	2	(2)
公安調査庁	○	21,520	56	(56)
外務省	○	119,287	208	(206)
財務省	○	5	71	(71)
文部科学省	—	0	26	(26)
厚生労働省	○	0	18	(18)
農林水産省	—	0	12	(12)
水産庁	—	0	13	(13)
経済産業省	○	141	51	(51)
資源エネルギー庁	○	0	7	(7)
国土交通省	—	3,568	35	(35)
気象庁	—	0	4	(4)
海上保安庁	○	19,141	162	(162)
環境省	—	0	14	(14)
原子力規制委員会	○	0	0	(0)
防衛省	○	168,941	20,642	(20,496)
防衛装備庁	○	247	246	(192)
合計	20	485,108	22,987	(22,667)

(国会報告（令和2年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和元年12月31日時点）より抜粋。

※2 令和元年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋。

※3 公安審査委員会は、令和元年12月11日、特定秘密保護法上の行政機関から除外された。

## (2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

### ア 国家安全保障会議（令和2年11月24日審査会）

国家安全保障会議の議長及び議員は、いずれも行政機関の長又は国务大臣であることから、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされており、適性評価を行っていない。

### イー① 内閣官房（内閣情報調査室）（令和2年11月24日審査会）

#### (7) 政府参考人からの説明概要

##### (実施体制)

内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。適性評価の結果等が目的外利用されることを防止するため、適性評価業務担当と人事担当は分けている。

##### (実施結果)

内閣官房では、職員に対して304件、適合事業者の従業者に対して118件、計422件の適性評価を実施した。

##### (不同意、同意の取り下げ、苦情の申出等)

適性評価の対象者による不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出はなかった。

#### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 特定秘密を取り扱う適合事業者（の従業員）は、どう仕分けられているのか。

[令和2年11月24日審査会]

##### [答弁概要]

- ・適合事業者において特定秘密を取り扱う従業員については、取り扱う者を限定し、適性評価を行っている。

問1-2. （取り扱うことの出来る者は）狭い範囲になるということか。

[令和2年11月24日審査会]

**〔答弁概要〕**

- ・ 特定秘密を取り扱う者を限定している。

**イー② 内閣官房（国家安全保障局）（令和２年 11 月 24 日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

**イー③ 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和２年 11 月 24 日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

**ウ 警察庁（令和２年 12 月 3 日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

特定秘密保護法においては、警察庁の職員及び都道府県警察本部長については警察庁長官が、都道府県警察本部長以外の都道府県警察の職員については都道府県警察本部長が適性評価を実施することとされている。

令和元年中の適性評価の実施件数は、警察庁が 187 件、都道府県警察が 657 件、計 844 件である。

適性評価を実施すべき適合事業者には該当するものはなかった。

同年中に実施した適性評価において、実施に同意をしなかった件数及び同意を取り下げた件数はいずれも 0 件であった。

なお、苦情の申出はなされていない。

**エ 総務省（令和２年 12 月 3 日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの間、適性評価を実施した職員の数は 25 名、適合事業者の従業員数は 0 名である。適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ 0 名、苦情の申出件数は 0 件である。

**オ 法務省（令和2年12月3日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

令和元年中に適性評価を実施した職員は12名である。適合事業者の従業者数は0名である。

**カ 出入国在留管理庁（令和2年12月3日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

令和元年中に適性評価を実施した職員は19名である。適合事業者の従業者数は0名である。

**キ 公安調査庁（令和2年12月3日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

公安調査庁では、令和元年中、56人の職員に対し適性評価を行った。適性評価の実施に対する不同意件数、同意取下げ件数、申出のあった苦情の件数は、いずれも0件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和元年12月末時点で250人である。

**ク 外務省（令和3年3月16日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

外務省では、令和元年中に208件の適性評価を実施した。適性評価の評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数はない。

適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申し出のあった苦情の件数は共に0件である。

**ケ 経済産業省（令和2年12月3日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

平成30年中に、合計51名の適性評価を実施した。なお、現在、適合事業者はいない。

**コ 海上保安庁（令和2年12月3日審査会）**

**政府参考人からの説明概要**

令和元年中における適性評価の実施件数は、職員に対して162件、適合事業者の従業員に対して0件であった。

なお、適性評価の実施に対する不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、いずれも0件であった。

## サ 防衛省（令和3年3月18日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

令和元年中に、本省の職員に対して 20,496 件、適合事業者の従業者に対して 146 件、計 20,642 件の適性評価を実施した。

また、同年中に本省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は、2 件である。

### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 日米共同演習では、日米双方の隊員が互いにセキュリティ・クリアランスを保持しているのか。

[令和3年3月18日審査会]

#### [答弁概要]

- ・特定秘密を取り扱う共同演習では、特定秘密の取扱いが可能な者しか参加できず、厳格に運用している。

## シ 防衛装備庁（令和3年3月18日審査会）

### 政府参考人からの説明概要

令和元年中の適性評価の実施件数は、職員が 192 件、適合事業者の従業者が 54 件である。

対象者が同意をしなかった件数、対象者が同意を取り下げた件数及び対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも 0 件である。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和元年末時点で 869 人である。